

津市国土強靱化地域計画の改訂の概要

1 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらしたほか、国内外にも様々な影響が生じました。この大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」といいます。）が施行されました。

平成26年6月には、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本計画が閣議決定され、三重県においては、平成27年7月に、三重県国土強靱化地域計画が策定されました。

こうした中、本市は、南海トラフ地震等による地震・津波被害、台風や集中豪雨が引き起こす風水害や土砂災害等の大規模自然災害に対して想定されるリスクを分析し、事前防災及び減災の施策を推進するため、令和2年3月、津市国土強靱化地域計画（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

その後、令和3年7月静岡県熱海市土石流災害、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨といった大規模自然災害が発生し、また、令和7年1月には、埼玉県八潮市で下水道施設の老朽化が原因とみられる道路陥没が発生しました。今後は高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行することが想定されており、大規模自然災害へ備える上でも対策が急務となっています。加えて、人口減少・高齢化が進む中で、自治体職員、建設・医療など防災・減災対策に必要な担い手の確保が難しくなりつつあります。また、AIやドローンなどのデジタル技術の活用が、インフラ整備や防災・減災対策の分野でも日進月歩で広がっており、国土強靱化を推進していくために新しい技術を積極的に活用していく必要があります。

このような近年の災害から得られた新たな知見のほか、社会情勢の変化を踏まえ、令和5年7月に見直された国の国土強靱化基本計画や令和7年6月に閣議決定された国土強靱化実施中期計画を反映するため、本計画を改訂するものです。

2 改訂のポイント

(1) 基本的な方針

令和5年7月改訂の国土強靱化基本計画では、国土強靱化政策の展開方向として、「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」に「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」という2つの柱が新たに加わったため、これらの視点を追加するとともに社会情勢の変化や近年の災害からの教訓を踏まえた内容に改訂します。

(2) 脆弱性評価及び推進方針

津市国土強靱化地域計画の改訂に当たり、国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画を参考に、6つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる30項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、脆弱性評価を実施し、それぞれについて推進方針を設定しました。

(3) 計画の推進

令和7年6月に閣議決定された国土強靱化実施中期計画に基づき、計画期間内に実施すべき326の施策（推進が特に必要となる114の施策を含みます。）について、対象に位置づけられる具体事業は、地域計画の改訂に合わせて、別冊で「津市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」として作成し、関係府省庁の支援等を活用し、取組を推進します。

3 主な改訂内容

(1) 強靱化の考え方（第2章）

ア 基本目標

- (ア) 人命の保護が最大限に図られること
- (イ) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (ウ) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (エ) 迅速な復旧復興

イ 事前に備えるべき目標

- (ア) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (イ) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (ウ) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (エ) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (オ) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (カ) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

ウ 国土強靱化政策の展開方向

- (ア) 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- (イ) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- (ウ) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- (エ) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- (オ) 地域における防災力の一層の強化

(2) 脆弱性の評価及び国土強靱化の推進方針（第3章・第4章）

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
			1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-5	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱
			2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
Ⅱ．市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱
			3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
			4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
			4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
			4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
			4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
Ⅳ．迅速な復旧復興	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
			5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
			5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
			5-5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
			6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
			6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

脆弱性評価に基づき、国土強靱化を推進するための施策

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価に基づく推進方針
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・住宅・建築物の耐震化 ・宅地の耐震化 ・工作物等の倒壊・落下防止 ・空家等の倒壊防止 ・地域災害対応力の強化 ・常備消防の救助体制の強化 ・非常備消防（消防団）の救助体制の強化 ・非常備消防（消防団）の人員確保 ・社会福祉施設の耐災性強化 ・学校施設における非構造部材の耐震対策 ・学校施設における工作物等の倒壊防止
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・防火対象物の防火・防災管理体制の強化 ・耐震性防火水槽の整備 ・常備消防の消火体制の強化 ・非常備消防（消防団）の消火体制の強化 ・非常備消防（消防団）の連携強化 ・避難誘導体制の確保 ・避難場所等の整備 ・狭あい道路の拡幅整備 ・密集市街地の改善 ・高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備 ・避難経路の確保
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	・津波対応力の強化 ・避難場所の確保 ・海岸堤防及び港湾・漁港施設の耐震化等の推進 ・河川管理体制の強化 ・防潮扉等の機能強化

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価に基づく推進方針
		・香良洲漁港及び海岸保全施設の整備 ・耐震化 ・津波災害を想定した都市づくり ・非常備消防（消防団）の津波災害対応力の強化 ・漂流物による二次災害の防止 ・避難経路の確保
1－4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	・洪水対応力の強化 ・総合的な治水対策の推進 ・排水施設の機能確保 ・災害時の機能強化 ・応急対応訓練の実施 ・非常備消防（消防団）の水害対応力の強化 ・河川管理体制の強化 ・ため池改修事業等の推進 ・ため池管理者等との連絡体制の構築、強化 ・ため池ハザードマップの活用 ・避難経路の確保
1－5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	・土砂災害対応力の強化 ・急傾斜地崩壊対策事業等の推進 ・砂防事業等の推進
2－1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・救助機関相互の連携強化 ・常備消防庁舎の老朽化対策 ・消防署所機能の再編等 ・災害対応能力の向上 ・緊急消防援助隊の受援体制の整備 ・非常備消防（消防団）庁舎の再編整備 ・非常備消防（消防団）の人員確保 ・災害対応能力の向上
2－2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・災害時の医療機能の確保 ・常備消防の救急体制の強化 ・常備消防における石油類燃料の確保

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価に基づく推進方針
		・常備消防等における給油設備等の整備 ・常備消防における非常用電源の確保 ・救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備 ・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	・避難生活における良好な生活環境の確保 ・避難所以外での避難者に対する支援 ・広域火葬の迅速かつ円滑な実施 ・要配慮者への支援体制整備 ・災害時における保健活動体制の確保
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・応急給水体制の確保 ・食料・保存水等の備蓄 ・備蓄品保管スペースの確保 ・陸路輸送ルートの確保 ・空路・海路輸送ルートの確保 ・港湾機能の強化 ・物資供給体制の確保 ・救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備 ・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者（観光客を含む）の発生による混乱	・交通施設等の防災対策 ・帰宅困難者の支援体制の確保 ・観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・陸路輸送ルートの確保 ・食料・保存水等の備蓄 ・備蓄品保管スペースの確保 ・救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備

	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価に基づく推進方針
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	・災害時における感染症の予防 ・指定避難所へのマンホールトイレの整備
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱	・被災による機能低下の回避 ・交通渋滞・交通事故の回避
3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・災害対策本部体制の整備 ・市の業務継続体制の整備 ・市職員の参集体制の整備 ・庁舎等の災害対応機能強化 ・公共施設の整備・管理保全 ・学校施設の整備・管理保全 ・常備消防庁舎の老朽化対策 ・消防署所機能の再編等 ・消防災害対策本部の強化 ・非常備消防（消防団）庁舎の再編整備
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	・事業者における事業継続計画の策定
4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	・危険物施設の自主保安体制等の強化
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	・事業者における事業継続計画の策定 ・陸路輸送ルートの確保 ・救急・受援想定ルート確保のための道路啓開体制の整備 ・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 ・農業用施設の機能強化
4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・農業用施設の機能強化 ・バックアップルート及び応急給水体制の確保 ・経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価に基づく推進方針
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う 荒廃・多面的機能の低下	・農地、農業用施設等の整備保全 ・遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保 ・農業用施設（排水機場）の耐震化等 ・森林の整備保全 ・林道施設等の整備及び長寿命化対策等 ・漁業基盤等の整備保全
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	・災害対策本部における情報収集・発信手段の確保 ・市民等における情報収集・発信手段の確保 ・災害発生時に対応した情報発信機能の確保 ・水路等の水位情報を活用した警戒避難体制の整備 ・社会福祉施設における避難体制の整備 ・消防本部における情報収集・発信手段の確保 ・観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備 ・同報系防災行政無線の電力確保 ・移動系防災行政無線の電力確保 ・高機能消防指令センター等の非常用電源の確保 ・避難所における通信手段の確保 ・情報提供手段の多重化
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	・事業者における事業継続計画の策定
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	・事業者における事業継続計画の策定

起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価に基づく推進方針
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	・水道施設の耐震化等 ・応急給水及び応急復旧体制の確保 ・下水道施設の耐震化、老朽化対策 ・農業集落排水施設、共同污水处理施設の耐震化、老朽化対策 ・業務継続計画の見直し ・合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大
5-5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	・陸路輸送ルートの確保 ・交通施設等の防災対策 ・緊急時輸送ルートの確保 ・住宅・建築物の耐震化 ・宅地の耐震化 ・工作物等の倒壊・落下防止 ・狭あい道路の拡幅整備
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	・事業者における事業継続計画の策定 ・復旧・復興に向けた事前防災の推進
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	・復旧・復興を支える人材の確保 ・復旧・復興を支える資機材等の確保 ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・ごみ処理体制の確保 ・し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・地籍調査事業の推進 ・市街地の復興
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・地域コミュニティ力の強化 ・警察災害派遣隊の拡充 ・警察施設の耐震化等
6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	・正確な情報収集と情報発信 ・中小企業者等の自立支援 ・農林漁業者等の自立支援

国土強靱化推進の枠組

国土強靱化基本法

【H25.12.4成立、H25.12.11公布・施行（改正法 R5.6.14成立、R5.6.16公布・施行）】

- 国土強靱化の基本方針や、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、国土強靱化地域計画の策定等について定める。

実施計画：国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する計画

閣議決定

3か年緊急対策

(H30.12.14 閣議決定)

- 「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、緊急に対策が必要な160項目について集中的に対策。
- 3年間(平成30年度～令和2年度)でおおむね7兆円程度を目途として対策を実施。

閣議決定

5か年加速化対策

(R2.12.11 閣議決定)

- 国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとし、重点的に取り組むべき123対策を設定。
- 5年間(令和3年度～令和7年度)で追加的に必要となる事業規模をおおむね15兆円程度を目途として対策を実施。

法定計画

実施中期計画

(R7.6.6 閣議決定)

- 計画期間内に実施すべき施策(326施策)の内容・目標を設定。
- 推進が特に必要となる施策(114施策)の内容・目標を設定。
- 5年間(令和8年度～令和12年度)でおおむね20兆円強程度を目途として実施。

調和

法定計画

国土強靱化地域計画

(都道府県・市町村が策定)

国土強靱化年次計画

本部決定

毎年度、基本計画に基づき、当該年度に取り組む施策をとりまとめ。あわせて、KPIにより進捗をフォローアップ。